

鳥取県立中央病院シミュレーションセンター利用に関する協定書（案）

鳥取県立中央病院シミュレーションセンター（以下「センター」という。）の利用に関し、鳥取県立中央病院（甲）と〇〇病院（乙）は、以下のとおり、協定書を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙が連携して医療人材を育成するため、シミュレーションセンターの利用方法等について、必要な事項を定める。

（利用手続き）

第 2 条 乙の職員が自主技能訓練のためにセンターを利用する場合は、鳥取県立中央病院シミュレーションセンター利用要綱（以下「利用要綱」という。）第 4 条第 1 項に定める行政財産使用許可申請書及び第 4 条第 2 項に定めるセンター利用申請書を提出し、許可を得ること。

（遵守事項）

第 3 条 乙の職員がセンターを利用する場合は、利用要綱、鳥取県立中央病院シミュレーションセンター利用規程及び鳥取県立中央病院シミュレーションセンター資機材持出利用規程を遵守すること。

（利用料金）

第 4 条 シミュレーションセンターの施設等の利用料金等は、鳥取県立中央病院シミュレーションセンター施設等利用料金規程に定めるとおりとする。

（損害賠償）

第 5 条 損害賠償については利用要綱第 12 条のとおりとする。

（その他）

第 6 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定めについて疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定期間）

第 7 条 この協定は令和 5 年 月 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了日の 1 月前までに、甲、乙いずれかの書面による協定を終了する旨の申し出がない場合は、さらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

上記のとおり協定した証として、この協定書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その

1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 鳥取市江津 730
鳥取県立中央病院
院長 廣岡保明

乙